低入札価格調査の実施について

最低制限価格を撤廃して最低基準価格とし、入札価格が最低基準価格を下回る場合であっても、即失格とせずに、低入札価格調査により契約内容に適合した履行がなされることが確認できれば、その者を落札者とする。

入札の結果、最低基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、最低基準価格を下回った者（以下「調査対象者」という。）に対し、次により低入札価格調査を実施する。

１　調査の方法

（１）別表の調査項目の内容の中から、必要に応じて入札者からのヒアリング及び関係機関への照会等の調査を行う。

（２）（１）に基づく調査を行うため、調査対象者は、原則として、入札の翌日から起算して５日以内（土曜日、日曜日、祝日を含まない）に、「低入札価格調査資料等作成要領」に従って提出資料を作成の上、提出する。

（３）契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを確認するため、必要に応じて、提出資料以外の説明資料の提出を求めることがある。

（４）調査対象者は、（２）及び（３）の資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の資料をあわせて提出することができる。

（５）（２）の資料の提出後、速やかに、入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを確認するため、調査対象者に対してヒアリングを行うことがある。なお、ヒアリングの日時及び場所は調査対象者に追って通知する。

２　留意事項

（１）低入札価格調査は、最低の価格をもって入札した者のほか、最低基準価格を下回る複数の者について並行して行うことがあるので、調査の対象者は、これに協力しなければならない。

（２）上記１（２）及び（３）の資料を期限までに提出しない場合又は上記１（５）のヒアリングに応じない場合など低入札価格調査に協力しない場合は、競争入札参加者心得第６の規定に違反するものとして入札を無効とする。また、調査対象者が資料等を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成１８年１月２０日付け１７文科施第３４５号大臣官房文教施設企画部長通知。以下、「指名停止措置」という。）別表第二第１５号に該当することがある。

（３）調査対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合は、指名停止措置を講ずることがある。

（４）低入札価格調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の１０分の３以上とする。

なお、この場合においては、工事請負契約書別記工事請負契約基準第４条第　２項及び第５項中「１０分の１」を「１０分の３」とし、同基準第３３条第１項中「１０分の４」を「１０分の２」とし、第３項、第４項及び第５項もこれに準じて割合を変更する。

（５）調査期間に伴う当該工事の工期延長は行わない。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【別表】   |  | | --- | | 調査項目 | | ①　その価格により入札した理由 | | ②　契約対象工事付近における手持ち工事の状況 | | ③　契約対象工事に関連する手持ち工事の状況 | | ④　契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連 | | ⑤　手持ち資材の状況 | | ⑥　資材購入先及び購入先と入札者の関係 | | ⑦　手持ち機械数の状況 | | ⑧　労務者の具体的供給見通し | | ⑨　過去に施工した公共工事名及び発注者 | | ⑩　経営内容 | | ⑪　経営状況 | | ⑫　信用状況 | | ⑬　その他必要な事項 | |